

安心できる介護サービスの確保に関する意見書

介護保険制度では、介護保険サービスを円滑に提供するため、3年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行われており、2000年4月にスタートした介護保険制度も、来年4月には第4期目が開始されようとしている。

現在、各自治体においては、介護保険事業計画の見直し作業が進められており、社会保障審議会介護給付費分科会では、介護報酬の改定に向けた本格的な議論も始まっている。

このような中、介護業界では、収益の悪化や低賃金による人材不足が深刻な問題となっており、介護従事者の離職率は2割以上に上っている。そのため、介護従事者の待遇改善とそれに伴う介護報酬の引き上げが強く求められている。

一方、介護報酬の引き上げは、介護従事者の待遇改善にはつながるものの、介護保険料の引き上げとなってはね返ってくるため、慎重な議論が必要である。

よって、国においては、安心できる介護保険制度としての根幹を維持しつつ、介護サービスの拡充を図るため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 介護報酬の改定に当たっては、介護事業所の経営実態調査に基づき、地域における介護サービスが的確に実施できるよう、サービスごとの人員配置や処遇などに十分留意の上、適切な引き上げを図ること。
- 2 介護報酬の引き上げが第1号被保険者の保険料の引き上げにつながらないように、特段の措置を講じるとともに、介護保険料の設定については、保険料の所得比例方式への見直しや、市町村ごとの柔軟な決定が可能と

なるよう配慮すること。

- 3 必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実を図ること。
- 4 介護従事者の処遇を含めた雇用管理の改善に取り組むとともに、新たな人材確保のための緊急支援事業を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様